

砥部町介護基盤整備事業費補助金交付要綱

平成 27 年 9 月 3 日

砥部町告示第 141 号

（目的）

第 1 条 この告示は、砥部町介護基盤整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに対し、必要な事項を定めて事業者が行う介護基盤整備事業に要する経費に対し、町が予算の範囲内で補助金を交付することにより、今後町内で必要となる介護施設、地域介護拠点等の整備や既存施設のユニット化改修等の整備の促進を図ることを目的とする。

（補助対象経費）

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費は、砥部町介護基盤整備事業実施要綱（平成 27 年砥部町告示第 140 号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施される事業に要する経費のうち、実施要綱別記の 3 「補助額の算定方法」に基づき算出した額が、予算の範囲内となるよう調整した額とする。

（補助金の交付申請）

第 3 条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、介護基盤整備事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第 4 条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、介護基盤整備事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第5条 前条の補助金の交付決定には、実施要綱第5条に定める条件を付するものとする。

（補助金の変更承認申請）

第6条 第4条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容（軽微な変更を除く）の変更をしようとするときは、あらかじめ介護基盤整備事業変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止及び廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ介護基盤整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合には、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、事業の進捗状況について、別に定めるところにより町長に報告しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後1月以内、又は該当年度の3月末日のいずれか早い日までに、介護基盤整備事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を介護基盤整備事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第 11 条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者介護基盤整備事業費補助金確定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、介護基盤整備事業費補助金精算払請求書（様式第 8 号）を、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 13 条 町長は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第 14 条 町長は、前 2 条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、介護基盤整備事業費補助金概算払請求書（様式第 9 号）に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第 15 条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第 16 条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第 17 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 実施要綱及びこの告示の規定に違反したとき。
- (2) この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 正当な理由なく補助事業が予定の期間内に終了しないとき。
- (4) 補助事業の実施について、不正の行為があったとき。
- (5) その他適正な補助事業の執行が見込めないと判断したとき。

(その他)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日砥部町告示第 111 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 28 日砥部町告示第 156 号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年度 介護基盤整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

砥部町長 様

住所
事業主体名
代表者職氏名

介護基盤整備事業を下記のとおり実施したいので、砥部町介護基盤整備事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 事業区分 | 地域密着型サービス等整備等助成事業
(地域密着型特別養護老人ホーム等の整備)
(緊急ショートステイの整備)
(施設内保育施設の整備)
(介護施設等の合築等)
(空き家を活用した整備)
(介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
(既存施設のユニット化改修)
(特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修)
(介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備)
(介護施設等の看取り環境整備)
(共生サービス事業所の整備)
介護職員の宿泊施設の整備事業 |
| 2 事業計画書 | 別紙(1)のとおり |
| 3 申請額算出内訳書 | 別紙(2)のとおり |
| 4 収支予算書 | 別紙(3)のとおり |

(注)

- 「事業区分」は、介護基盤整備事業のうち実施する事業を○で囲むこと。
- 第3条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙「介護基盤整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

別紙(1) (様式第 1 号関係)

事業計画書

1 地域密着型サービス等整備等助成事業

(地域密着型特別養護老人ホーム等の整備)

(介護施設等の合築等)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所（利用）定員
- (5) 施設開設計画

ア 開設予定年月日

イ 施設整備の状況

- ・工事着工（予定）年月日
- ・完成（予定）年月日

(添付資料) 位置図 等

(緊急ショートステイの整備)

(施設内保育施設の整備)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所（利用）定員
- (5) 事業の目的及び効果
- (6) 施設整備に係る計画 別紙(1)－ 1 のとおり

(空き家を活用した整備)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所（利用）定員
- (5) 施設整備に係る計画 別紙(1)－ 1 のとおり

(介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所（利用）定員
- (5) 施設整備に係る計画 別紙(1)－ 1 のとおり

2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(既存施設のユニット化改修)

(特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所(利用)定員

事業実施前	事業実施後
人	人

- (5) 事業の目的及び効果
- (6) 施設整備に係る計画 別紙(1)－1 のとおり

(介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 転換部分の転換後の施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所(利用)定員

事業実施前	事業実施後
人	人

- (5) 事業の目的及び効果
- (6) 施設整備に係る計画 別紙(1)－1 のとおり

(介護施設等の看取り環境の整備)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所(利用)定員
- (5) 事業の目的及び効果
- (6) 施設整備に係る計画 別紙(1)－1 のとおり

(共生サービス事業所の整備)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所(利用)定員
- (5) 事業の目的及び効果
- (6) 施設整備に係る計画 別紙(1)－1 のとおり

3 介護職員の宿泊施設整備事業

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 利用定員
- (5) 事業の目的及び効果
- (6) 施設整備に係る計画 別紙(1)－ 1 のとおり

(注)

- 1 介護基盤整備事業のうち実施する事業を○で囲むこと。また、実施しない事業に関する部分を省略することができる。
- 2 実施箇所が複数ある場合は、本様式には「(別紙のとおり)」と記載し、それぞれの項目を記載した一覧表を添付すること。

別紙(1)－1 (様式第 1 号関係)

地域密着型サービス等整備等助成事業

(緊急ショートステイの整備)

(施設内保育施設の整備)

(空き家を活用した整備)

(介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(既存施設のユニット化改修)

(特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修)

(介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備)

(介護施設等の看取り環境整備)

(共生サービス事業所の整備)

介護職員の宿泊施設の整備事業

施設整備に係る計画

1 施設の規模及び構造

(1) 敷地面積 m^2

(2) 敷地の所有関係 (自己所有地・借地・買収 (予定) 地の別)

(3) 建物の面積 建築面積 m² 延面積 m²

(4) 建物の構造

(5) 建物の所有関係（自己所有・賃貸の別）

2 整備費内訳

(1) 主体工事費 円

(2) 工事事務費 円

(3) 小 計 円

(4) その他の工事費（補助対象外） 円

(5) 合 計 円

3 財源内訳

(1) 町補助金 円

(2) 設置者負担金 円

(内訳) 自己資金 円

借入金 円

寄付金

(3) その他 円

(4) 合 計 円

4 施工計画

- (1) 直営・請負の別
- (2) 契約（予定）年月日
- (3) 着工（予定）年月日
- (4) 竣工（予定）年月日
- (5) 事業開始（予定）年月日

5 その他参考事項

- (1) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- (2) 配置図及び各階平面図
- (3) 工事費費目別内訳書
- (4) 工事設計（見積）書

（注）介護基盤整備事業のうち実施する事業を○で囲むこと。

別紙(2) (様式第 1 号関係)

申 請 額 算 出 内 訳 書

1 地域密着型サービス等整備等助成事業

【事業区分】 地域密着型特別養護老人ホーム等の整備

施設の種別	施 設 名	総 事 業 費 A	対 象 経 費 の 実支出(予定)額 B	寄 付 金 その他の収入 C	差 引 額 D = (A - C)	算 定 基 礎 額			補助金所要額 H
						単 位 E	単 価 F	算定基準額 G = (E * F)	
		円	円	円	円	床又は箇所	円	円	円
合 計									

(注) 整備する地域密着型特別養護老人ホーム等について記入すること。

(注) H欄は、B欄、D欄及びG欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。(千円未満切り捨て)

【事業区分】 緊急ショートステイの整備

施設内保育施設の整備

空き家を活用した整備

介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

施設の種別	施 設 名	総 事 業 費 A	対 象 経 費 の 実支出(予定)額 B	寄 付 金 その他の収入 C	差 引 額 D = (A - C)	算 定 基 礎 額			補助金所要額 H
						単 位 E	単 価 F	算定基準額 G = (E * F)	
		円	円	円	円	床又は箇所	円	円	円
合 計									

(注) 事業区分は、実施する事業を○で囲むこと。

(注) 施設の種別及び施設名欄は、緊急ショートステイ又は施設内保育施設を整備する施設の種別等を記入すること。

(注) H欄は、B欄、D欄及びG欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。(千円未満切り捨て)

2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

【事業区分】 既存施設のユニット化改修

特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修

介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備

介護施設等の看取り環境の整備

共生サービス事業所の整備

施設の種別	施 設 名	総 事 業 費 A	対 象 経 費 の 実支出(予定)額 B	寄 付 金 その他の収入 C	差 引 額 D = (A - C)	算 定 基 礎 額			補助金所要額 H
						単 位 E	単 価 F	算定基準額 G = (E * F)	
		円	円	円	円	床	円	円	円
合 計									

(注) 事業区分は、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業のうち実施する事業を○で囲むこと。

(注) H欄は、B欄、D欄及びG欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。(千円未満切り捨て)

3 介護職員の宿泊施設整備事業

【事業区分】 介護職員の宿泊施設整備事業

施設の種別	施設名	総事業費 A	対象経費の 実支出(予定)額 B	寄 付 金 その他の収入 C	差 引 額 D = (A - C)	対象経費の 支出予定 D	基準額 E	補助率 F	補 助 金 所 要 額 H
		円	円	円	円	床	円	1/3	円
合 計									

※ 実施しない事業に関する部分を省略することができる。

別紙(3) (様式第 1 号関係)

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
計		

(注) 補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
計		

(注) 補助対象として支出予定の科目ごとに記載すること。

様式第 2 号（第 4 条関係）

年度 介護基盤整備事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
事業主体名
代表者職氏名

砥部町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、砥部町介護基盤整備事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 対 象 金 額	円
補助金交付決定額	円
交 付 条 件	

注 上記の交付決定に不服のある場合、この通知書受領の日から 7 日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第3号（第6条関係）

年度 介護基盤整備事業変更承認申請書

年 月 日

砥部町長 様

住所
事業主体名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった
標記事業を、下記のとおり変更したいので、砥部町介護基盤整備事業費補助金交付要綱第
6条の規定により、関係書類を添えて、その承認を申請します。

記

- | | | |
|---|----------|-----------|
| 1 | 事業区分 | |
| 2 | 変更の内容 | |
| 3 | 変更の理由 | |
| 4 | 補助金交付変更額 | |
| | 既交付決定額 | 金 円也 |
| | 変更承認申請額 | 金 円也 |
| | 差引増減額 | 金 円也 |
| 5 | 事業計画書 | 別紙(1)のとおり |
| 6 | 申請額算出内訳書 | 別紙(2)のとおり |
| 7 | 収支予算書 | 別紙(3)のとおり |

（注）

- 1 「事業区分」は、介護基盤整備事業のうち該当する事業を記入すること。
- 2 5～7は様式第1号に準ずるものとし、変更前、変更後が分かるように作成すること。

様式第4号（第7条関係）

年度 介護基盤整備事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

砥部町長 様

住所
事業主体名
代表者職氏名

年 月 日 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を中止（廃止）したいので、砥部町介護基盤整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

- 1 事業区分
- 2 事業中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

（注）「事業区分」は、介護基盤整備事業のうち該当する事業を記入すること。

様式第 5 号（第 10 条関係）

年度 介護基盤整備事業実績報告書

年 月 日

砥部町長 様

住所
事業主体名
代表者職氏名

年 月 日付け、第 号で補助金交付決定の通知があった標記事業にかかる事業実績について、砥部町介護基盤整備事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業区分 地域密着型サービス等整備等助成事業
(地域密着型特別養護老人ホーム等の整備)
(緊急ショートステイの整備)
(施設内保育施設の整備)
(介護施設等の合築等)
(空き家を活用した整備)
(介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
(既存施設のユニット化改修)
(特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修)
(介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備)
(介護施設等の看取り環境整備)
(共生サービス事業所の整備)
介護職員の宿泊施設の整備事業
- 2 事業実績報告書 別紙(4)のとおり
- 3 精算額算出内訳書 別紙(5)のとおり
- 4 収支決算書 別紙(6)のとおり

(注)

- 1 「事業区分」は、介護基盤整備事業のうち該当する事業を○で囲むこと。
- 2 第 10 条第 2 項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告する場合には、別紙「介護基盤整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

事業実績報告書

1 地域密着型サービス等整備等助成事業

(地域密着型特別養護老人ホーム等の整備)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所（利用）定員
- (5) 施設開設計画
 - ア 開設予定年月日
 - イ 施設整備の状況
 - ・ 工事着工年月日
 - ・ 完成年月日

(緊急ショートステイの整備)

(施設内保育施設の整備)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所（利用）定員
- (5) 事業の目的及び効果
- (6) 施設整備に係る実績 別紙(4)－ 1 のとおり

(空き家を活用した整備)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所（利用）定員
- (5) 施設整備に係る実績 別紙(4)－ 1 のとおり

(介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所（利用）定員
- (5) 施設整備に係る実績 別紙(4)－ 1 のとおり

2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(既存施設のユニット化改修)

(特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所(利用)定員

事業実施前	事業実施後
人	人

- (5) 事業の目的及び効果
- (6) 施設整備に係る実績 別紙(4)－1 のとおり

(介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 転換部分の転換後の施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所(利用)定員

事業実施前	事業実施後
人	人

- (5) 事業の目的及び効果
- (6) 施設整備に係る実績 別紙(4)－1 のとおり

(介護施設等の看取り環境の整備)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所(利用)定員
- (5) 事業の目的及び効果
- (6) 施設整備に係る実績 別紙(4)－1 のとおり

(共生サービス事業所の整備)

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 入所(利用)定員
- (5) 事業の目的及び効果
- (6) 施設整備に係る実績 別紙(4)－1 のとおり

3 介護職員の宿泊施設整備事業

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体名
- (4) 利用定員
- (5) 事業の目的及び効果
- (6) 施設整備に係る実績 別紙(4)－１のとおり

(注)

- 1 介護基盤整備事業のうち実施する事業を○で囲むこと。また、実施しない事業に関する部分を省略することができる。
- 2 実施箇所が複数ある場合は、本様式には「(別紙のとおり)」と記載し、それぞれの項目を記載した一覧表を添付すること。

別紙(4)－1 (様式第5号関係)

地域密着型サービス等整備等助成事業

(緊急ショートステイの整備)

(施設内保育施設の整備)

(空き家を活用した整備)

(介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(既存施設のユニット化改修)

(特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修)

(介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備)

(介護施設等の看取り環境整備)

(共生サービス事業所の整備)

介護職員の宿泊施設の整備事業

施設整備に係る実績

1 施設の規模及び構造

(1) 敷地面積 m^2

(2) 敷地の所有関係（自己所有地・借地の別）

(3) 建物の面積 建築面積 m² 延面積 m²

(4) 建物の構造

(5) 建物の所有関係（自己所有・賃貸の別）

2 整備費内訳

(1) 主体工事費 円

(2) 工事事務費 円

(3) 小 計 円

(4) その他の工事費（補助対象外） 円

(5) 合 計 円

3 財源内訳

(1) 町補助金 円

(2) 設置者負担金 円

(内訳) 自己資金

借入金 円

寄付金

(3) その他 円

(4) 合 計 円

4 施工実績

- (1) 直営・請負の別
- (2) 契約年月日
- (3) 着工年月日
- (4) 竣工年月日
- (5) 事業開始年月日

5 その他参考事項

- (1) 工事完了を確認するに足りる検査済証等
- (2) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- (3) 配置図及び各階平面図
- (4) 工事費費目別内訳書
- (5) 出来高調書の写し
- (6) 完成後の建物内外主要部分の写真

(注) 介護基盤整備事業のうち実施する事業を○で囲むこと。

別紙(5) (様式第 5 号関係)

精 算 額 算 出 内 訳 書

1 地域密着型サービス等整備等助成事業

【事業区分】 地域密着型特別養護老人ホーム等の整備

施設の種別	施設名	総事業費 A	対象経費の 実支出 (予定) 額 B	寄 付 金 その他の収 入 C	差 引 額 D=(A-C)	算 定 基 礎 額			補 助 金 所 要 額 H	補 助 金 交付決定額 I	補 助 金 受入済額 J	差 引 過 △不足額 K= I - J
						単位 E	単価 F	算定基準額 G=(E*F)				
		円	円	円	円	床又は箇所	円	円	円	円	円	円
合 計												

(注) 整備した地域密着型特別養護老人ホーム等について記入すること。

(注) H欄は、B欄、D欄及びG欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。(千円未満切り捨て)

【事業区分】 緊急ショートステイの整備

施設内保育施設の整備

空き家を活用した整備

介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

施設の種別	施設名	総事業費 A	対象経費の 実支出(予定)額 B	寄 付 金 その他の収入 C	差 引 額 D=(A-C)	算 定 基 礎 額			補 助 金 所 要 額 H	補 助 金 交付決定額 I	補 助 金 受入済額 J	差 引 過 △不足額 K= I - J
						単位 E	単価 F	算定基準額 G=(E*F)				
		円	円	円	円	床又は箇所	円	円	円	円	円	円
合 計												

(注) 事業区分は、実施した事業を○で囲むこと。

(注) 施設の種別及び施設名欄は、緊急ショートステイ又は施設内保育施設を整備する施設の種別等を記入すること。

(注) H欄は、B欄、D欄及びG欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。(千円未満切り捨て)

2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

【事業区分】 既存施設のユニット化改修

特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修

介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備

介護施設等の看取り環境の整備

共生サービス事業所の整備

施設の種別	施設名	総事業費 A	対象経費の 実支出(予定)額 B	寄 付 金 その他の収入 C	差 引 額 D=(A-C)	算 定 基 礎 額			補 助 金 所 要 額 H	補 助 金 交付決定額 I	補 助 金 受入済額 J	差 引 過 △不足額 K= I - J
						単 位 E	単 価 F	算定基準額 G=(E*F)				
		円	円	円	円	床	円	円	円	円	円	円
合 計												

(注) 事業区分は、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業のうち実施する事業を○で囲むこと。

(注) H欄は、B欄、D欄及びG欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。(千円未満切り捨て)

3 介護職員の宿泊施設整備事業

【事業区分】 介護職員の宿泊施設整備事業

施設の種別	施設名	総事業費 A	対象経費の 実支出(予定)額 B	寄 付 金 その他の収入 C	差 引 額 D=(A-C)	対象経費 の支出予 定 D	基準額 E	補助率 F	補 助 金 所 要 額 E×F	補 助 金 交付決定額 I	補 助 金 受入済額 J	差 引 過 △不足額 K= I - J
		円	円	円	円	床	円	1/3	円	円	円	円
合 計												

※ 実施しない事業に関する部分を省略することができる。

別紙(6) (様式第 5 号関係)

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決 算 額 (円)	摘 要
計		

(注) 補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

区 分	決 算 額 (円)	摘 要
計		

(注) 補助対象として支出した科目ごとに記載すること。

様式第 6 号（第 10 条関係）

年度 介護基盤整備事業費補助金
仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

砥部町長 様

住所
事業主体名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった
年度介護基盤整備事業費補助金について、砥部町介護基盤整備事業費補助金交付要
綱第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第 11 条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円也

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

年度 介護基盤整備事業費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

住 所
事業主体名
代表者職氏名

砥部町長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、砥部町介護基盤整備事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

補 助 年 度		年度
決定年月日・番号	当 初	年 月 日 ・ 第 号
	変 更	年 月 日 ・ 第 号
補 助 事 業 の 名 称		
補 助 対 象 金 額 (A) (変 更 後)		円
補 助 金 交 付 決 定 額 (変 更 後)		円
補 助 金 確 定 額 (B)		円
補 助 率 (B) ／ (A)		%
(補助金交付決定額) － (補 助 金 確 定 額)		円

様式第 8 号（第 12 条関係）

年度 介護基盤整備事業費補助金精算払請求書

年 月 日

砥部町長 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付確定の通知があった標記補助金について、砥部町介護基盤整備事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	交付確定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

様式第 9 号（第 14 条関係）

年度 介護基盤整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日

砥部町長 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、砥部町介護基盤整備事業費補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

	一金	円也
内訳	交付決定通知額 金	円也
	概算払受領済額 金	円也
	今回請求額 金	円也
	残 額 金	円也

(注) 概算払が必要となる理由を記載した書面を添付すること。

別紙（第 3 条、第 10 条関係）

介護基盤整備事業費補助金に係る
仕入に係る消費税等相当額集計表

[単位 円]

事業実施 主体名	仕入に係る消費税額と当 該金額に地方消費税率を乗 じて得た金額との合計 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消 費税等相当額 (A×B)	備考

- (注)
- 第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項により、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、事業実施主体ごとに内訳を記載すること。
 - 「仕入に係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
 - 「仕入に係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。